

高齢者

自転車乗車用

児童・生徒等

ヘルメットの 購入を補助します!

※愛知県との協調補助

補助対象者(以下の①②を満たす方)

- ①名古屋市内在住
- ②平成15年4月2日～平成27年4月1日生まれの方
または昭和32年4月1日以前に生まれた方
(令和4年3月31日現在、満7歳以上満18歳以下となる方
または満65歳以上となる方)
※未成年者については、原則保護者が申請者となります

補助額

ヘルメット1個の**購入額の2分の1**
(上限2,000円、10円未満切り捨て)※対象者1人につき1個まで

申請期間

令和3年6月1日(火曜日)
～令和4年2月15日(火曜日)<必着>

※予算の上限に達した場合、期間中であっても補助を終了することがあります

対象となるヘルメット

以下のいずれかのマークの表示がある新品のヘルメット

- ①SGマーク ②JCFマーク ③CEマーク
- ④GSマーク ⑤CPSCマーク

※令和3年4月1日以降購入したヘルメットが対象となります

申請方法

自転車
安全利用
テキスト

自転車安全利用テキスト(児童用、生徒等用、高齢者用)を区役所地域力推進室などで**受け取り**
※市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

<注意> 補助対象者の方によるテキストの学習が補助の要件となっています。
受け取りの際はテキストの対象者をご確認ください。



テキストにより自身で学習(小学生は保護者の方と一緒に学習)



店舗等で**補助対象となる新品のヘルメット**を購入し、領収書を受領

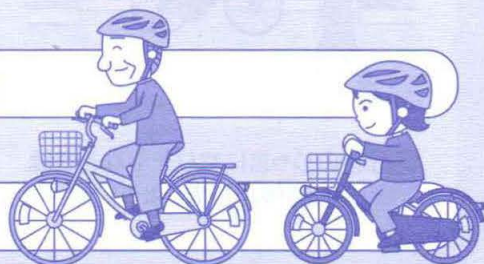


①チェックシート付交付申請書兼誓約書兼実績報告書、②請求書、③領収書の
3点をスポーツ市民局地域安全推進課へ郵送または区役所地域力推進室へ提出



交付決定通知書兼確定通知書到着

指定口座へ補助金を振り込み



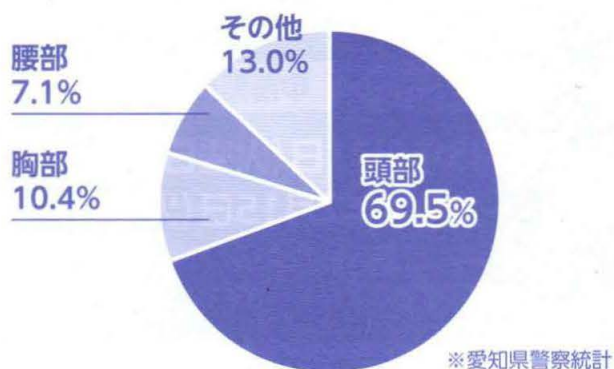
お問い合わせ

名古屋市スポーツ市民局地域安全推進課 TEL:052-972-3040

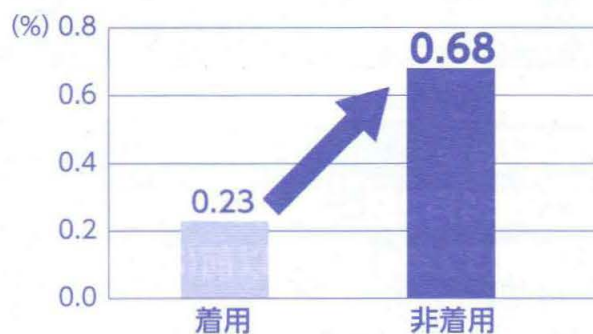
ヘルメットをかぶっていますか？

自転車に乗っていて、もしも事故にあったとき、ヘルメットを着用していることがとても大切です！

自転車事故による死者のうち**約7割**が「**頭部**」の損傷が原因で亡くなっています。



ヘルメット非着用時の致死率は着用時に比べ**約3.0倍**となっています。



※自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率(警察庁)

しっかり守ろう！

自転車安全利用五則

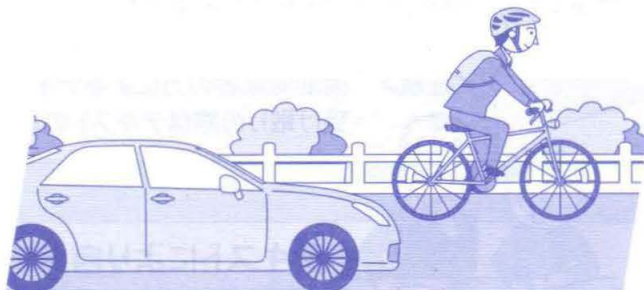
① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

ただし、以下の場合は歩道を通ることができます
※普通自転車に限る

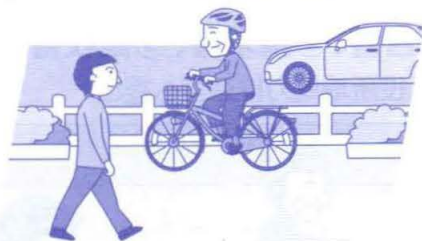
- ・「通行可」の標識・標示がある場合
- ・13歳未満の子ども、70歳以上の方、車道の安全な通行に支障がある、身体に障害がある方が運転している場合
- ・車道通行が危険な場合



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



歩行者のじゃまになりそうときは一時停止しましょう！

④ 安全ルールを守る

- ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

ながらスマホはやめましょう！



⑤ 子どもはヘルメットを着用



幼児・児童以外の方も、自転車利用者はヘルメットの着用に努めましょう！(愛知県下では、令和3年10月1日から全年齢が努力義務に!)



自転車損害賠償保険等へ加入しましょう

